

報告第3号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された和解の専決処分をした
ことの報告について

上記の報告をする。

令和6年2月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された和解の専決処分をした
ことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定され
た和解について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告
する。

記

1 和解の相手方

東京都知事 小池 百合子

2 事案の概要

平成19年度から平成24年度までに東京都建設局第三建設事務所（以下「都
三建」という。）が実施した善福寺川整備工事により、隣接する済美養護学校及び
済美教育センターの外床にひび割れ等の損傷が生じた。これについて、令和5年
5月に都三建から区への損害賠償額を含めた和解条件の提示があり、教育委員会
として和解することとした。

3 和解の内容

（1）金額 218,500円

（内訳）済美養護学校 202,000円

済美教育センター 16,500円

（2）本件に関し、今後、如何なる事態が生じても相手方は勿論、何人に対しても、何
らの異議・請求など一切行わないこと。

4 専決処分日

令和5年12月22日